

山梨市民会館における新型コロナウイルス感染拡大防止ガイドライン (11月10日～)

令和2年6月2日

(改訂 令和2年6月19日)

(改訂 令和2年9月28日)

(改訂 令和2年11月6日)

新型コロナウイルス感染症感染予防防止を目的として、下記のとおり山梨市民会館における感染拡大防止ガイドラインを定める。ガイドラインの他具体的な利用方法については、「山梨市民会館の利用について」で定めるものとする。

利用にあたっては、利用者においてもこのガイドラインの他、中央団体等が作成しているガイドライン等を把握し利用の参考にしていただけるようお願いいたします。

【 3密の回避 】

① 換気設備の設置等（「密閉」の回避）

- 会議室等各部屋（以下「会議室等」という。）においては、換気設備を必ず稼働させ、適切に運転する。
- 30分に1回、5分程度、2方向の窓を全開するなど、定期的に窓を開け換気を行うことを、職員が適切に行うとともに、利用者にも周知する。

② 施設内の混雑の緩和（「密集」の回避）

- 会議室等の入場者は、各部屋の定員を以内とする。
 - ・施設の入口に利用者の代表等が立ち、定員以上は入場させないものとする。
- 滞在時間の制限や予約制の活用などにより同時に多数の人が集まらないようにする。
 - ・利用が終了したら、速やかに密集しないように退館すること。
- 動線の工夫やイベントの制限などにより施設内で過度に人が密集する機会を減らす。
 - ・出入り及び利用については、施設職員の指示による事。

③ 人と人との距離の確保（「密接」の回避）

- 最低1m（マスク着用のない場合は2m）の対人距離を確保する。（障害者の誘導や

介助を行う場合を除く)

- 着席する場合は、座席を一つおきにするなど人と人の距離を離す工夫をする。
- 席を決めない場合は、一人当たりの専有面積を最低3㎡（一人約2畳）とするようにする。
- 事務室内等受付では、アクリル板、透明ビニールカーテンなどで遮蔽する。
- 近距離での会話や発声を避ける。
 - ・館内では、必ずマスク又はフェイスシールドを着用する。

2 イベント及び講演会等

主催者は、参加者の安全を守るため、以下の点に注意し、イベント及び講演会等の運営を行ってください。

- ① 感染症拡大防止のため積極的な対策を行ってください。
- ② 事前に施設管理者との十分な打ち合わせを行ってください。
- ③ 市民会館入館時などに検温や体調把握を行ってください。
- ④ 3つの「密」を回避するように配慮してください。
- ⑤ 受付や休憩時のトイレなど、人が密集することが予想される場所には、人の滞留を防ぐための人員配置を行ってください。
- ⑥ 受付及び出入口等には手指消毒薬を設置してください。
- ⑦ 館内では、大声を出さない事やラッパ等の鳴り物について禁止します。
- ⑧ 利用者については、イベント前後の感染防止（交通機関・飲食店の分散利用）について注意喚起してください。
- ⑨ 上記などの感染拡大防止対策を申請又は事前相談時に書面にて提出してください。
- ⑩ 一定規模以下のイベント等であっても、緊急事態宣言の対象区域に在住する方が参加することが予想されるものは開催できません。

3 その他の感染防止対策

(1) マスクの着用

- ・職員、入館者など、マスクを着用して入館する（マスクの非着用者は入館できない）。館内に滞在中は、マスク又はフェイスシールドを着用する。

(2) 手洗い・手指消毒

- ・職員は定期的に、入館者は入退館時、アルコールで手指の消毒や手洗いを行うこと。利用者は、入館中はせっけんでの手洗い（トイレの利用後、器具等の使用後など）を徹

底してください。

(3) 緊急事態宣言の対象区域の在住者に対する利用制限

- ・ 緊急事態宣言の対象区域に在住する方の利用自粛に対する協力をお願いします。

(4) 体調チェック

- ・ 職員は業務開始前に検温・体調確認を行う。(発熱や軽度の風邪症状、嘔吐、下痢等の症状がある場合は出勤を停止する。)
- ・ 入館者は発熱や軽度の風邪症状、嘔吐、下痢等の症状がある場合は入館できない。
- ・ 利用者の代表者は、参加者への体調確認を行うこと。

(5) トイレの衛生管理

- ・ 不特定多数が利用するため定期的に清拭消毒を行う。
- ・ トイレの蓋を閉めてから汚物を流すよう表示する。

(6) 休憩スペースのリスク軽減

- ・ 休憩スペースの設置場所を限定し、定期的に清拭消毒を行う。
- ・ 多人数での利用を避け、対面での会話を避けるようお願いします。
- ・ 定期的に換気を行う。

(7) 清掃・消毒

- ・ 人が触れる部分については、定期的に清拭消毒を行う。
- ・ 利用後は、換気及びアルコール等で清拭消毒を行う。
- ・ ごみはビニール袋に密閉してから捨てる。(お持ち帰りください。)
- ・ ごみを回収する人は、マスクや手袋を着用し、回収後は石鹸で手を洗い手指消毒を行う。

(8) 食事の制限

- ・ 食事用に感染予防対策を行ったエリア以外での食事を制限する。
- ・ 休憩時間中やイベント前後の食事による感染予防策を徹底する。
- ・ 食事中は会話を控え、会話をする場合にはマスクを着用する。

(9) マイクの使用

- ・ マイクを使用する際は、複数人で同一マイクを使用することは避けてください。

4 施設管理に関する注意点

(1) 施設管理

- ・ 展示室について
 - ・ 換気扇を常時入れるほか、入口についても常時開放とする。

(2) 窓口業務

- ・ 窓口のカウンターにパーテーションを設置する。

(3)部屋（会議室等）管理

- ・ 部屋から事務室に入る際、手洗い及び手指の消毒を行うこと。
- ・ 利用責任者及び職員は定期的に部屋を確認し、3密対策が守られているか確認する。

5 その他

(1)チェックリストの作成・確認

- ・ 職員はチェックリストの作成し、毎日の確認を行い、定期的に報告するものとする。

(2)利用者及び職員に感染者が発生した場合

- ・ 利用者及び職員に感染者が発生した場合には、施設を閉鎖し、保健所の指導を受け施設内の消毒を行う。
 - ・ 施設の利用再開については、保健所の指導を受け開始する。
 - ・ 職員及び施設の利用者は、県が行う感染経路の特定や濃厚接触者の特定等に協力する。
- 利用者名簿（入館時間・氏名・住所・連絡先）を作成して1ヵ月程度保管する。

6 COCOAの利用促進

- (1) 利用者に対して、感染者と接触した可能性がわかる厚生労働省が提供する新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）の利用を進めるよう協力を要請する。